

改正

昭和53年3月31日条例第19号

昭和54年3月30日条例第16号

昭和55年3月28日条例第15号

昭和56年3月31日条例第10号

昭和57年3月31日条例第10号

昭和59年2月1日条例第1号

昭和59年3月30日条例第11号

昭和63年3月30日条例第7号

昭和63年6月3日条例第14号

平成元年3月29日条例第5号

平成元年3月29日条例第9号

平成2年3月30日条例第9号

平成8年7月5日条例第10号

平成11年3月29日条例第11号

平成11年3月29日条例第12号

平成17年9月30日条例第32号

平成18年9月29日条例第34号

平成20年10月8日条例第36号

平成22年6月28日条例第17号

平成23年7月8日条例第14号

平成24年3月30日条例第5号

平成24年12月21日条例第30号

平成25年7月10日条例第26号

平成25年12月20日条例第42号

平成26年6月30日条例第13号

平成26年12月22日条例第33号

平成26年12月22日条例第36号

平成27年 7 月15日 条例第24号
平成29年 7 月 7 日 条例第14号
令和元年 5 月10日 条例第 1 号
令和元年 7 月19日 条例第 3 号
令和 3 年 7 月14日 条例第27号
令和 7 年 3 月27日 条例第 8 号
令和 7 年 7 月16日 条例第26号
令和 8 年 3 月30日 条例第 3 号

流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第14条）
- 第 2 章 地域ふれあいセンター（第15条・第16条）
- 第 3 章 削除
- 第 4 章 児童館及び児童センター（第21条・第22条）
- 第 5 章 削除
- 第 6 章 障害者福祉センター（第25条・第26条）
- 第 7 章 雑則（第27条・第28条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 1 項の規定により、福祉会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市は、市民の福祉の向上及び増進を図るため、福祉会館を設置する。

（名称及び位置）

第 3 条 福祉会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
流山市駒木台福祉会館	流山市駒木台221番地の 3
流山市流山福祉会館	流山市流山 2 丁目102番地

流山市江戸川台福祉会館	流山市江戸川台東 1 丁目251番地
流山市西深井福祉会館	流山市西深井313番地
流山市思井福祉会館	流山市思井79番地の 2
流山市向小金福祉会館	流山市向小金 2 丁目192番地の 2
流山市東深井福祉会館	流山市東深井498番地の30
流山市南福祉会館	流山市南102番地の 2
流山市十太夫福祉会館	流山市おおたかの森東二丁目 5 番地の 3
流山市名都借福祉会館	流山市名都借274番地
流山市南流山福祉会館	流山市南流山 3 丁目 3 番地の 1
流山市野々下福祉会館	流山市野々下 2 丁目709番地の 3
流山市赤城福祉会館	流山市流山 8 丁目1071番地
流山市平和台福祉会館	流山市平和台 5 丁目45番地の34
流山市下花輪福祉会館	流山市下花輪227番地

(事業)

第 4 条 福祉会館は、次の各号に掲げるいずれかの事業を行うものとする。

- (1) 市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るための場所の提供に関すること。
- (2) 児童の健康の増進及び情操のかん養に関すること。
- (3) 障害者の福祉の向上及び増進に関すること。
- (4) その他目的の達成のため市長が必要と認める事項に関すること。

(施設)

第 5 条 次の表の左欄に掲げる福祉会館は、同表のそれぞれ右欄に掲げる施設をもって形成する。

区分	施設名
流山市駒木台福祉会館	地域ふれあいセンター 児童館
流山市流山福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市江戸川台福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市西深井福祉会館	地域ふれあいセンター

流山市思井福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市向小金福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市東深井福祉会館	地域ふれあいセンター 障害者福祉センター
流山市南福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市十太夫福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市名都借福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市南流山福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市野々下福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市赤城福祉会館	地域ふれあいセンター 児童センター
流山市平和台福祉会館	地域ふれあいセンター
流山市下花輪福祉会館	地域ふれあいセンター

２ 市長は、前項の表に掲げる施設を有機的に運営し、福祉会館としての機能を十分に発揮させなければならない。

（指定管理者による管理）

第５条の２ 市は、福祉会館の設置目的を効果的に達成するため、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げる福祉会館の管理を行わせるものとする。

- （１） 流山市流山福祉会館
- （２） 流山市西深井福祉会館
- （３） 流山市南福祉会館
- （４） 流山市名都借福祉会館
- （５） 流山市南流山福祉会館
- （６） 流山市平和台福祉会館

- (7) 流山市下花輪福祉会館
- (8) 流山市十太夫福祉会館
- (9) 流山市東深井福祉会館
- (10) 流山市野々下福祉会館
- (11) 流山市思井福祉会館
- (12) 流山市向小金福祉会館
- (13) 流山市江戸川台福祉会館
- (14) 流山市赤城福祉会館

2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等については、流山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 福祉会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 第4条第1号、第2号（流山市十太夫福祉会館、流山市野々下福祉会館、流山市思井福祉会館、流山市向小金福祉会館、流山市江戸川台福祉会館及び流山市赤城福祉会館に限る。）、第3号（流山市東深井福祉会館に限る。）及び第4号に規定する事業に関すること。
- (3) 第7条に規定する使用の許可に関すること。
- (4) 第8条に規定する使用の制限に関すること。
- (5) 第9条に規定する使用の禁止及び許可の取消しに関すること。
- (6) 第14条に規定する利用料の收受、減額及び還付に関すること。

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第7条、第8条及び第9条第1項の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

（開館時間及び休館日）

第5条の4 福祉会館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

- (1) 地域ふれあいセンター 午前9時から午後10時まで。ただし、午後5時以後の使用がないときは、午後5時までとする（流山市下花輪福祉会館を除く。）。
- (2) 児童館及び児童センター 午前9時から午後5時まで。ただし、5月から8月までは、午前9時から午後6時までとする。
- (3) 障害者福祉センター 午前9時から午後5時まで

2 福祉会館の休館日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 地域ふれあいセンター 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(2) 児童館及び児童センター

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。）

ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（ア及びイに掲げる日を除く。）

(3) 障害者福祉センター

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日（アに掲げる日を除く。）

ウ 1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（ア及びイに掲げる日を除く。）

（使用者の範囲）

第6条 福祉会館を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、使用しようとする施設の使用資格者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(1) 市民、市内の事業所に勤務する者又は市内の各種団体

(2) 国又は公共団体

2 前項の規定にかかわらず、流山市下花輪福祉会館の浴室（当該浴室で入浴をするために必要な範囲で使用する浴室以外の部分を含む。）については、入浴する場合に限り、全ての者（法人を除く。）が使用することができる。

（使用の許可）

第7条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する許可をする場合において、市長は、施設の管理上の必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第8条 市長は、施設を使用しようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 施設の設置の目的に反するとき。

(3) 施設を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(4) その他施設の管理上の支障があるとき。

(使用の禁止及び許可の取消し)

第9条 市長は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その全部若しくは一部を禁止し、又はその許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則に違反するとき。

(2) 第7条第2項に規定する使用の許可の条件に反するとき。

(3) 虚偽の申請その他の不正の手段によるとき。

(4) その他施設の管理上の支障があるとき。

2 前項の規定により禁止又は取り消された場合において、使用者に損失が生じても、市は、その損失の補償の責めを負わない。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(現状変更)

第11条 使用者は、施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第12条 使用者は、施設の使用を終了したとき（第9条の規定により禁止又は取消しがあったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市が原状に復し、その費用を当該使用者から徴収する。

(賠償)

第13条 故意若しくは過失により施設を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害の補償をしなければならない。

(利用料)

第14条 別表に掲げる福社会館の設備を使用する者は、当該使用に係る料金（以下この条及び別表において「利用料」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料の額は、別表に定める額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨て

た額)の範囲内で、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、利用料を指定管理者の収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、規則に定める基準に基づき、利用料の全部若しくは一部を減額し、又は還付することができる。

5 第1項及びこの条例の他の規定に定めのある場合を除き、福祉会館の利用料は、無料とする。

第2章 地域ふれあいセンター

(目的及び業務)

第15条 地域ふれあいセンターは、市民の文化及び教養の向上並びに健康及び生きがいの増進を図るため、場所の提供その他の業務を行うものとする。

(使用資格者)

第16条 地域ふれあいセンターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する事項に使用するものとする。

- (1) 研修、講座、会議又は相談その他の催物に関すること。
- (2) 談話、娯楽、趣味、教養又はレクリエーションに関すること。
- (3) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

第3章 削除

第17条から第20条まで 削除

第4章 児童館及び児童センター

(目的及び業務)

第21条 児童館及び児童センターは、児童の健康の増進及び情操のかん養を図るため、次に掲げる業務(児童館にあっては、第4号を除く。)を行うものとする。

- (1) 健全な遊びの指導に関すること。
- (2) 個別的又は集団的な余暇指導に関すること。
- (3) 地域の子ども育成事業活動の指導に関すること。
- (4) 体力の増進の指導に関すること。
- (5) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

(使用資格者)

第22条 児童館及び児童センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 年齢18歳未満の者

- (2) 児童の健全な育成に関する事業を実施するために使用する者
- (3) その他市長が必要と認める者

第5章 削除

第23条及び第24条 削除

第6章 障害者福祉センター

(目的及び業務)

第25条 障害者福祉センターは、障害者の福祉の向上及び増進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 障害者の機能訓練及び社会適応訓練に関すること。
- (2) 障害者の創作的活動及びレクリエーションに関すること。
- (3) 障害者からの各種相談に関すること。
- (4) 講習会等の実施及び場所の提供に関すること。
- (5) その他目的の達成のために必要な事項に関すること。

(使用資格者)

第26条 障害者福祉センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者
- (2) 障害者の福祉の向上及び増進に関する事業を実施するために使用する者
- (3) その他市長が必要と認める者

第7章 雑則

(販売行為等の禁止)

第27条 福祉会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。
ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 流山市簡易マザーズ・ホームの設置及び管理に関する条例（昭和49年流山市条例第11号）は、廃止する。

附 則（昭和53年 3 月31日条例第19号）

この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月30日条例第16号）

この条例は、昭和54年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月28日条例第15号）

この条例は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月31日条例第10号）

この条例は、昭和56年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月31日条例第10号）

この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表、第 5 条第 1 項の表及び第28条第 1 項の改正規定中流山市南流山福社会館に係る部分は、昭和57年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年 2 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年 3 月30日条例第11号）

この条例は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年 3 月30日条例第 7 号）

この条例は、昭和63年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和63年 6 月 3 日条例第14号）

この条例は、昭和63年 6 月 4 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月29日条例第 5 号）

この条例は、平成元年 5 月29日から施行する。

附 則（平成元年 3 月29日条例第 9 号）

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月30日条例第 9 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 5 日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 8 年10月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 3 月29日条例第11号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に、この条例による改正前の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例第7条第1項により受けた使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月29日条例第34号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年10月8日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行日前に受けた流山市十太夫福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年6月28日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に受けた流山市東深井福祉会館の地域ふれあいセンター及び身体障害者福祉センター

に係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年 7 月 8 日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年10月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 5 条の 2 第 1 項に 1 号を加える改正規定、第 5 条の 3 第 1 項第 2 号の改正規定及び附則第 3 項の規定 平成24年 4 月 1 日

（2） 第14条第 1 項の改正規定及び次項の規定 公布の日

（準備行為）

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に受けた流山市野々下福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例第 5 条の 3 第 1 項第 3 号の規定によりなされた許可とみなす。

附 則（平成24年 3 月30日条例第 5 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 7 月10日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第42号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 4 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例第14条第 2 項及び別表の規定は、施行日以後の福祉会館の設備の使用に係る同日以後に納付される利用料について適用し、同日前の福祉会館の設備の使用に係る利用料及び同日以後の福祉会館の設備の使用に係る同日前に納付される利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 6 月30日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく流山市思井福祉会館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市思井福祉会館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に受けた流山市思井福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、改正後の条例第5条の3第1項第3号の規定によりなされた許可与みなす。

附 則（平成26年12月22日条例第33号）

この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第36号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 7 月15日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例第26条各号に掲げる者に係るこの条例の施行の日以後の障害者福祉センターの使用のための申請、使用の許可その他の行為は、規則で定めるところにより同日前においてもこれを行うことができる。

附 則（平成29年 7 月 7 日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく流山市向小金福祉会館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者

が流山市向小金福祉会館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に受けた流山市向小金福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、改正後の条例第5条の3第1項第3号の規定によりなされた許可とみなす。

附 則（令和元年5月10日条例第1号）

この条例は、令和元年5月11日から施行する。

附 則（令和元年7月19日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 7 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の福祉会館の設備の使用に係る利用料について適用し、同日前の福祉会館の設備の使用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年7月14日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく流山市江戸川台福祉会館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市江戸川台福祉会館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に受けた流山市江戸川台福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、改正後の条例第5条の3第1項第3号の規定によりなされた許可とみなす。

附 則（令和7年3月27日条例第8号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月16日条例第26号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく流山市赤城福祉会館に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が流山市赤城福祉会館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に受けた流山市赤城福祉会館の地域ふれあいセンターに係る使用の許可であって、施行日以後の使用に係るものは、改正後の条例第5条の3第2項の規定により読み替えた改正後の条例第7条の規定によりなされた許可とみなす。

附 則（令和8年3月30日条例第3号）

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区分	設備の名称	利用料の額（日額）
流山市下花輪福祉会館	浴室	1人当たり 313円

備考 市民以外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が使用する場合は、表中に規定する利用料の額に100分の200を乗じて得た額とする。